平成３０年６月８日

保護者の皆様

鈴鹿市立箕田小学校
校 長　寺　井　　隆

台風時等における児童の登下校及び授業の実施について

平素は小学校の教育活動に御理解，御協力をいただきありがとうございます。

梅雨の季節となり，雨天の日も増えてまいりました。台風等における警報発令時の自宅待機，休校等について，昨年度以下のとおり改定いたしました。気象状況等に十分留意していただき，お子様へのご指導をよろしくお願いします。

また，冬季の雪による荒天時の登下校，授業の実施についてもあわせてご確認ください。

１　始業前に暴風警報（暴風雪警報），台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合

（１）午前７時現在，暴風警報（暴風雪警報），台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合は,児童生徒を午前１１時まで自宅待機とします。また，当日の学校給食を中止します。

（２）午前１１時までに，暴風警報（暴風雪警報），台風接近に伴う大雨警報が解除された場合は，ご家庭で昼食を済ませ，その日の午後の授業の準備をして，学校へ**午後１時**に着くように登校させてください。

（３）午前１１時現在，引き続き暴風(暴風雪)警報，台風接近に伴う大雨警報が解除されていない場合は，その日の授業は中止し，臨時休校とします。

２　始業後に暴風警報（暴風雪警報），台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表された場合

（１）通学路の安全確保及び道路状況をもとに中学校区で相談し，以下の対応をとります。

①　通学路が危険となったときは，児童の安全な下校方法が確認されるまで，学校に待機させます。

②　通学路の安全が確認されたときは,教職員等の引率又は見守りのもとで下校させます。

③台風の中心位置，進行方向，速度，警報発表時の気象状況及び地域の道路，河川等の浸水状況から判断して,安全に帰宅することが困難と認められる児童については，学校で待機させるとともに，保護者の方に連絡いたします。

３　特別警報が発表された場合

重大な災害の起こる恐れが著しく大きい特別警報（大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報及び大雪特別警報）についても，前記１及び２のとおりとします。

４　警報が発表されていないが風水害等の発生の恐れがある場合

＜前日の対応＞

（１）鈴鹿市が台風の通過予想進路の範囲に入っている等，翌日の警報発表が予想される場合

①　市内一斉に休校・園等の措置を取るときは，教育委員会から学校に午後９時までに連絡が入りますので，直ちにお知らせします。

＜当日の対応＞

（１）始業前から風雨が激しい場合

①　市内一斉に休校・園等の措置を取るときは，教育委員会から学校に午前７時までに連絡が入りますので，直ちにお知らせします。

②　市内一斉に休校・園等の措置を取らないときは，通学路の安全確保及び道路状況もとに，中学校区で相談し，「臨時休校」「始業時刻の変更」をお知らせします。

（２）始業後に風雨が激しくなると予測される場合

①　市内一斉に休校・園等の措置を取るときは，教育委員会から学校に連絡が入りますので，直ちにお知らせします。

②　市内一斉に休校・園等の措置を取らないときは，通学路の安全確保及び道路状況もとに，中学校区で相談し，以下の対応をとります。

ア　通学路が危険となったときは,児童の安全な下校方法が確認されるまで,学校に待機させます。

イ　通学路の安全が確認されたときは,教職員等の引率又は見守りのもとで下校させます。

ウ　台風の中心位置，進行方向，速度，警報発表時の気象状況及び地域の道路，河川等の浸水状況から判断して,安全に帰宅することが困難と認められる児童については，学校で待機させるとともに，保護者の方に連絡いたします。

５　台風を伴わない大雨，洪水警報発表時及び発表されていないが大雨の恐れがある場合

（大雨特別警報については，前記１，２のとおりとします。）

（１）大雨警報発表時

①　始業前の場合

ア　市内一斉に「臨時休校」「始業時刻の変更」の措置を取るときは，教育委員会から学校に午前７時までに連絡が入りますので，直ちにお知らせします。

イ　市内一斉に休校・園等の措置を取らないときは，通学路の安全確保及び道路状況もとに，中学校区で相談し，「臨時休校」「始業時刻の変更」等をお知らせします。

②　緊急下校をさせる場合

ア　通学路が危険となったときは,児童の安全な下校方法が確認されるまで,学校に待機させます。

イ　通学路の安全が確認されたときは,教職員等の引率又は見守りのもとで下校させます。

ウ　気象状況及び地域の道路，河川等の浸水状況から判断して,安全に帰宅することが困難と認められる児童については,学校で待機させるとともに,保護者の方に連絡いたします。

（２）警報が発表されていないが大雨の恐れがある場合

市内一斉に「臨時休校」「始業時刻の変更」「緊急下校」の措置を取るときは，教育委員会から学校に連絡が入りますので，直ちにお知らせします。

①　始業前から雨が激しい場合

ア　市内一斉に「臨時休校」「始業時刻の変更」の措置を取るときは，教育委員会から学校に午前７時までに連絡が入りますので，直ちにお知らせします。

イ　市内一斉に休校・園等の措置を取らないときは，通学路の安全確保及び道路状況もとに，中学校区で相談し，「臨時休校」「始業時刻の変更」等をお知らせします。

②　始業後に雨が激しくなると予測される場合

ア　通学路が危険となったときは,児童の安全な下校方法が確認されるまで,学校に待機させます。

イ　通学路の安全が確認されたときは,教職員等の引率又は見守りのもとで下校させます。

ウ　気象状況及び地域の道路，河川等の浸水状況から判断して,安全に帰宅することが困難と認められる児童については,学校で待機させるとともに,保護者の方に連絡いたします。

台風が接近

翌日の警報発表が予測される場合，

前日午後９時までに，市内一斉に「休校」等の措置を行う場合があります。

午前　７時現在に以下の警報が**発表→自宅待機，給食中止**

午前１１時現在に引き続き以下の何れかの警報が**発表→休校**

午前１１時までに以下の警報が**解除**→午後１時から授業開始

※暴風警報（暴風雪警報），台風接近に伴う大雨警報

※特別警報：大雨特別警報，暴風特別警報，

暴風雪特別警報，大雪特別警報

始業後に発表された場合は，中学校区で対応を判断

「待機」「下校」「引き渡し」

台風以外の大雨警報等

市内一斉の「臨時休業・始業時刻の変更・緊急下校」等の措置を行う場合があります。

原則，中学校区で対応を判断し，保護者へ連絡します

午前７時までに「休校」「自宅待機」

始業後に発表等された場合は，「待機」「下校」「引き渡し」